

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

若狭町エコ・ルネサンス推進計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

福井県三方上中郡若狭町

3. 地域再生計画の区域

福井県三方上中郡若狭町の全域

4. 地域再生計画の目標

若狭地域は、5世紀中頃には朝廷に食材を提供した‘御食国’(みけつくに)であり、大陸の文化をも伝える地であった。当時の首長で朝廷の食を司っていた膳臣斑鳩(かしわでのおみいるか)の治めた地域は、平成17年3月31日に旧三方町と旧上中町が合併した若狭町に符号する。

長い時代を経て再生された若狭町は、人口17,380人、面積は178.65km²の町であり、海、湖、農地、山林等に囲まれた自然環境の豊かな地域である。しかし、近年、若狭湾・三方五湖・河川の汚濁、耕作放棄農地の増加、山林の荒廃等により、漁獲量の減少、観光・宿泊客の減少等、若狭町を取り巻く状況は厳しい状況である。一方で、若狭街道沿いの瓜割の滝「名水百選」選定(昭和60年1月)、熊川宿「水の郷百選」選定(平成8年3月)、また、三方五湖は「ラムサール条約」に登録予定(平成17年11月)であり、若狭町にとっては大変意義深いものである。

そこで、若狭町全域を「バイオマスタウン構想」(平成17年3月公表)として位置付け、自然環境を飛鳥時代に復元することで、‘御食国’としての風土を取り戻し、資源循環型社会を形成する。

具体的には、三方五湖周辺の各種廃棄物の再資源化、田畑等の休耕地の修復、山林の修復等により、水質環境の向上、安心・安全な食糧自給率の向上(バイオマス資源の再資源化等)、環境関連ビジネスの創出(環境教育、建設業新分野)を実現する。

また、地域の再生(活性化)は、地域住民の参加が不可欠である。そのため事業目標を明確にし、住民との意識の共有化を図りながら共同作業により進める。以上二つの

要素をバランスよく融合させ、生活の向上、地域の活力を見出し新しい21世紀のライフスタイルを目標とした「若狭町エコ・ルネサンス推進計画」を実現する。

(目標1): 地域資源を生かしながら環境改善を進める。

- ・「バイオマスタウン構想」の推進強化により、廃棄物系バイオマスの利用率を90%、未利用バイオマスの利用率を40%に向上

(目標2): 町民一人一人を環境改善の担い手に育てる。

- ・環境教育遠隔学習(eラーニング)導入校数を0校から全11校に増加
- ・環境教育イベントの開催数を、年1回から年6回に増加

(目標3): 環境関連ビジネスの事業化(異業種連携、建設業の新分野進出)を推進し、地域経済の好循環を創り出す。

- ・異業種連携参加数15団体、年間売上額5億円を目標

添付資料 3 若狭町エコ・ルネサンス推進計画の展開イメージ

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

「バイオマスタウン構想」の推進を強化することにより、三方五湖周辺のバイオマス資源を有効に活用し、資源循環型社会を実現する。

そして、町民一人一人を環境改善の担い手に育てるために、独自の環境教育遠隔学習(eラーニング)の開発・運用など環境教育プロジェクトを展開する。

プロジェクトによって生み出される各種技術開発の成果をビジネスとして展開することにより、環境と経済が好循環する町の活性化を実現する。

プロジェクトチームの編成により、事業が効率的かつ集中的に実施することが出来る。

5-2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

5-3-1 その他の事業

特定地域プロジェクトチームの編成

[取り組むべき課題]

「若狭町エコ・ルネサンス推進計画」を実現するための施策の検討及び実施

[内容及び必要性]

若狭町は、地域資源を生かしながら環境改善を進め、飛鳥時代の自然環境を復元するという地域再生の目標に基づき、「バイオマスタウン構想」の推進、町民一人一人を環境改善の担い手への育成、及び、環境関連ビジネスの事業化を推進するための施策が必要である。

そのため、若狭地域の現況を調査し、本町の地域特性に応じた地域資源を生かした環境改善の方針や施策の検討を行い、具体的な施策を確実かつ継続的に行う。

本町では、これら施策を総合的に検討する専門的な委員会として、「若狭町エコ・ルネサンス推進委員会」の設置を予定している。

委員会は、多岐にわたる環境関連の新規技術や事業化におけるノウハウに係わる専門性が必要とされ、組織横断的な議論の場となることが望まれることから、委員には、国土交通省、農林水産省、環境省、経済産業省などの国の機関にも参加して頂き、各種情報提供・指導のもとに検討を進める。

[想定される成果]

① 想定される「若狭町エコ・ルネサンス推進計画」の目標

飛鳥時代の自然環境を実現し、地域の生活向上、地域の活力を見出した新しい21世紀のライフスタイルを実現する。

② 委員会の設置により想定される成果

委員会(プロジェクトチーム)の編成により、「バイオマスタウン構想」の推進、「環境改善の担い手育成」、及び、「環境改善ビジネスの事業化」等の事業が、効率的かつ集中的に実施することができ、本町の地域再生に資する。

5-3-2 地域再生基本方針に基づく取組

(1) 「バイオマスタウン構想」の推進強化

廃棄物系バイオマス(可燃ごみ、下水汚泥、生ごみ、糞尿など)は、堆肥やスラグとして利用・販売する。

未利用バイオマス(梅の剪定枝、三方五湖の湖底汚泥、水産廃棄物など)は、燃料、堆肥、骨材、フィッシュミールなどとして利用・販売する。

資源化するための拠点施設として「(仮称)若狭町資源循環センター」、水産廃棄物リサイクルの拠点施設として「(仮称)若狭町水産資源循環センター」を整備する。

添付資料 4 バイオマス資源の処理と利用フロー図

添付資料 5 過熱蒸気乾燥炭化システムフロー図

(2) 環境教育プロジェクト

独自の環境教育遠隔学習(eラーニング)プログラムの開発を行ってCATV網を經由した学習・交流の場をつくり、環境教育のネットワーク化を進める。

自然環境再現をサポートするナレッジデータベース構築と水質環境等を常時モニタリングするための高度環境監視システムを開発する。

新しい環境教育プロジェクトの成果を発表・交流する各種イベントを開催する。

環境教育プロジェクトの実践の拠点として、「(仮称)若狭町環境教育センター」を整備する。

添付資料 6 環境教育遠隔学習の導入イメージ

(3) 環境関連ビジネス事業化プロジェクト

「バイオマスタウン構想」や「環境教育プロジェクト」で蓄積されるノウハウや生成物を積極的に商品化し収益事業を行う。

(4) 中小企業をコアとする異業種連携推進プロジェクト

「バイオマスタウン構想」や「環境教育プロジェクト」における各種の新規技術開発や商品化にあたっては、産官学の協力が不可欠であるが、特に地域の中小企業やベンチャー企業がコアとなって異業種の連携を構築することが重要であり、その推進を図る。

異業種連携実現のための資金は、中小企業支援新法(平成17年4月施行)による補助金と民間投資により確保する。

(5) 三方五湖湖底污泥活用事業

三方五湖の有機污泥を汲み上げ、分別・洗浄して、砂など建設資材を生産する事業への進出を行う。将来的に一般廃棄物処分場の掘起こし事業など、環境修復事業への取組を行う布石とする。

6. 計画期間

平成 17 年度～平成 21 年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画期間終了後、「若狭町まちづくり委員会」において、目標達成状況についての評価を行い、若狭町役場内の「庁内委員会」に報告し、その確認を受ける。

「若狭町まちづくり委員会」は、住民団体や農協、漁協、森林組合、観光協会、社会福祉団体により構成される委員会で、各種事業の具体的検討、事業推進を行う。

若狭町役場の「庁内委員会」は、助役を委員長とし、主に関係課の担当で構成される委員会で、各種検討結果は町長の承認を受ける。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし